

# 決算書・申告書を必ずご確認ください！ ～消費税について～

- **課税期間**（令和元年分）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～③のいずれかの条件にあてはまる方となります。

①	<b>基準期間</b> （平成29年分）において課税売上高が1,000万円を超えている。
②	特定期間（平成30年1月1日から6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。 （注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 <b>選択</b> 届出書を提出している。

## 令和2年分において新たに課税事業者になられる方へ

基準期間（平成30年）・特定期間（平成31年1月1日～令和元年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている方となります。



以下の書類の提出が必要となります

提出書類名	提出時期など
消費税課税事業者届出書（基準期間用）	速やかにご提出ください。
消費税課税事業者届出書（特定期間用）	速やかにご提出ください。



消費税の計算方法には、**一般課税（原則）**と**簡易課税（選択）**があります。  
納付税額に差が生じるため、簡易課税を選択した方が有利か不利かを判断する必要があります。



**申告会にお越しになり、必ず納付税額のシミュレーションをしてください！**



令和2年分で簡易課税を選択する場合は、**令和元年12月31日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」**の提出が必要となります。

※ 簡易課税制度の選択には、「2年間は簡易課税制度が適用される」等、多くの注意点があります。ぜひ申告会へご相談ください。

## 既に課税事業者の方へ

- 「外注だった方を正規に雇用する（給与の支払いをする）」や「業務用の固定資産を取得する」等の場合、現在採用している消費税の計算方法が不利になることがあります。  
消費税は、**来年分以降の計算方法を今年中に判断する必要がある**ため、上記のようなことが来年以降想定される方は、**必ず今年中に「計算方法の見直し・確認」の相談に申告会にお越しください。**
- 令和元年分において課税事業者となる方で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成30年12月31日までに提出している方は令和元年・2年分ともに簡易課税制度が適用されます。  
なお、令和元年分・令和2年分に限り、簡易課税制度の届出の提出期限の特例があります。詳しくは申告会にご相談ください  
（ただし、**基準期間の課税売上高が5,000万円超**である場合は**本則課税**となります。）
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっている方は、その2年後（課税期間）において、消費税の納税義務は免除されます。該当される方は、速やかに「**消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書**」を提出してください。

※ 「消費税の課税事業者に該当するかどうか」や「採用している計算方法は本則課税か簡易課税か」等について、必ず把握するようにしてください！

※ 相談にお越しの際には、決算書や申告書、印鑑をご持参ください。

※ ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡ください。